

## 豊中市自治会掲示板の配付に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自治会掲示板の配付について必要な事項を定めるものとする。

### (配付の目的)

第2条 自治会掲示板の配付の目的は、地域における掲示板の設置を促進することにより、地域住民相互の広報活動の円滑化及び地域住民の交流を促進し、もって住民自治の振興に寄与することとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会掲示板 自治会等が市から配付を受けて設置する掲示板をいう。
- (2) 自治会等 町又は丁目その他本市内の一定の区域に居住する者により自主的に組織された団体をいう。

### (配付対象者)

第4条 自治会掲示板の配付の対象者は、自治会結成届（自治会名簿個人情報取扱要綱第1号（3）様式）を市に提出した自治会等のうち、自治会掲示板を新たに設置し、又は使用に堪えない自治会掲示板を取り替えようとする自治会等で、自治会掲示板を設置しようとする土地、家屋等の所有権その他当該土地、家屋等を正当に使用する権原を有する者の同意を得ているものとする。

### (配付枚数)

第5条 配付する自治会掲示板の枚数は、1の自治会等について、1の年度につき1枚とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する場合は、同項に規定する枚数を超えて自治会掲示板を配付することができる。

- (1) 災害、事故及び老朽化等により、自治会掲示板が破損したとき。
- (2) 自治会等の区域が広範囲にわたるとき。
- (3) 既存の自治会等から分離して、新たに自治会等が結成されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

**(配付の条件)**

**第6条** 市長は、自治会掲示板の配付を決定する場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 営利事業、政治活動及び宗教活動に係る広告物、宣伝物その他の掲示物の掲示に使用しないこと。
- (2) 他人の名誉を傷つけ、又は風紀を乱す掲示物の掲示に使用しないこと。
- (3) 市の掲示物の掲示を妨げないこと。
- (4) 自治会等の責任において、配付を受けた自治会掲示板の維持及び安全管理を行うこと。
- (5) 自治会等の責任において、配付を受けた自治会掲示板を設置し、並びに当該自治会掲示板が不用となり、又は破損した場合は、解体及び撤去を行うこと。

**(自治会掲示板の処分)**

**第7条** 自治会等の長は、前条第5項の規定に基づき解体及び撤去した自治会掲示板の処分を、必要に応じて市長に依頼することができる。

**(撤去要求)**

**第8条** 市長は、自治会掲示板に第6条第1号又は第2号に掲げる掲示物が掲示され、自治会掲示板の配付の目的を達成することができないと認めるときは、当該自治会等に対し、当該掲示物の撤去の措置をとるよう求めるものとする。

**(配付に通常要すべき期間)**

**第9条** 自治会掲示板の配付に通常要すべき期間は、当該配付の申込みがあった日から30日間とする。

**(補則)**

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

令和 年（ 年） 月 日

（あて先）豊 中 市 長

住 所  
自治会名  
会長名

自治会掲示板の設置について（お願い）

今般、本自治会では行政情報など会員への連絡事項の周知を図るため、自治会掲示板の設置を予定しています。

設置場所は会員の目にふれやすい所ということで、別紙地図上の箇所を考えていますが、この箇所は市の所有地で、掲示板を設置するには許可等が必要とのことです。市におかれては、自治会掲示板の役割から、その設置について配慮を願うものです。

なお、設置についての許可が得られた場合は、維持管理を十分行うとともに、市において必要となったときは本自治会が責任をもって撤去を行います。

- 設置場所：
- 枚 数：